

議案第 3 号

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 17 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

教育委員会所管の会計年度任用職員の職の新設、廃止、職名の変更等について定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規程】

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2
- (2) 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）第2条第3項

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程(平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表事務補助(現業職)の項の次に次のように加える。

県立学校就学支援金等業務専門員	高等学校等就学支援金の認定等に関する補助的又は定型的な業務
-----------------	-------------------------------

第2条の表中

特別支援学校看護師	沖縄県立特別支援学校の特定の児童等に対する医療的ケア(たんの吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為をいう。)の実施及びその実施に関する補助的又は定型的な業務	を
-----------	--	---

県立学校看護師	県立学校の特定の児童生徒等に対する医療的ケア(たんの吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為をいう。)の実施及びその実施に関する補助的又は定型的な業務	に改め、
県立学校学習支援員	沖縄県立高等学校における生徒の学習支援に関する補助的又は定型的な業務	
県外就職支援員	県外就職者の求人開拓、求人情報の収集、定着指導等に関する補助的又は定型的な業務	

同表小中アシスト相談員の項及び家庭教育支援リーダーの項を削る。

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部改正)

第2条 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程(令和2年沖縄県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表事務補助の項の次に次のように加える。

県立学校就学支援金等業務専門員	行政職給料表	1級
-----------------	--------	----

第3条の表中

特別支援学校看護師	医療職給料表(3)	2級	を
-----------	-----------	----	---

県立学校看護師	医療職給料表(3)	2級	に改め、
県立学校学習支援員	教育職給料表(2)	2級	
県外就職支援員	行政職給料表	2級	

同表小中アシスト相談員の項及び家庭教育支援リーダーの項を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

(1) 県立学校就学支援金等業務専門員の新設（教育支援課）

ア 業務内容

高等学校等就学支援金の認定等に関する補助的又は定型的な業務

イ 給料表、職務の級及びその根拠

各種認定業務の内容及び知事部局の同様の業務内容の職を参考に行政職給料表とし、職務の級は1級とする。

(2) 特別支援学校看護師の職名及び職務内容の改正（県立学校教育課）

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、特別支援学校看護師の職名を県立学校看護師とし、あわせて職務内容を改める。

(3) 県立学校学習支援員の新設（県立学校教育課）

ア 業務内容

沖縄県立高等学校における生徒の学習支援に関する補助的又は定型的な業務

イ 給料表、職務の級及びその根拠

生徒の学力向上に資するため、学校教育活動の一環として行われる学習における生徒の学習支援を行うことから、教育職給料表とし、職務の級は2級とする。

(4) 県外就職支援員の新設（県立学校教育課）

ア 業務内容

県外就職者の求人開拓、求人情報の収集、定着指導等に関する補助的又は定型的な業務

イ 給料表、職務の級及びその根拠

同様の業務内容である商工労働部所管の県外求人開拓推進員の報酬額を参考に、行政職給料表とし、職務の級は2級とする。

(5) 小中アシスト相談員の廃止（義務教育課）

ア 業務内容

不登校児童生徒及び教室に入れない児童生徒への学習支援、登校支援及び学級復

帰支援に関する補助的又は定型的な業務

イ 廃止する理由

小・中学生いきいき支援事業の廃止に伴い当該職を廃止する。後継事業として校内自立支援室事業を市町村委託事業として実施する。

(6) 家庭教育支援リーダーの廃止（生涯学習振興課）

ア 業務内容

家庭教育の改善充実に関する補助的又は定型的な業務

イ 廃止する理由

家庭教育支援「やーなれー」運動充実事業は令和3年度末で終了するため、当該事業の補助的又は定型的業務を行っている家庭教育支援リーダーの職を廃止する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立学校就学支援金等業務専門員の職を設置する。（第1条関係）
- (2) 特別支援学校看護師の職名及び職務内容を改める。（第1条関係）
- (3) 県立学校学習支援員及び県外就職支援員の職を設置する。（第1条関係）
- (4) 小中アシスト相談員の職を廃止する。（第1条関係）
- (5) 家庭教育支援リーダーの職を廃止する。（第1条関係）
- (6) 県立学校就学支援金等業務専門員の給料表及び職務の級を定める。（第2条関係）
- (7) 特別支援学校看護師の職名を改める。（第2条関係）
- (8) 県立学校学習支援員及び県外就職支援員の給料表及び職務の級を定める。（第2条関係）
- (9) 小中アシスト相談員の給料表及び職務の級を削る。（第2条関係）
- (10) 家庭教育支援リーダーの給料表及び職務の級を削る。（第2条関係）
- (11) この訓令は、令和4年4月1日から施行する。（附則）

4 関係各課との調整状況

職の配置に係る予算については、各事業課において総務部財政課と調整済。

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令の参照条文

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正案

現行

第1条（略）

（趣旨）
第1条 この訓令は、教育委員会における会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の職の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

（設置）
第2条 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、同表の右欄のとおりとする。

第2条 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、同表の右欄のとおりとする。

職	職務内容
（略）	
（略）	
県立学校就学支援金等業務専門員	高等学校等就学支援金の認定等に関する補助的又は定型的な業務
（略）	
~~~~~	
県立学校看護師	県立学校 <u>                    </u> の特定の児童生徒等に対する医療的ケア（たんの吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為をいう。）の実施及びその実施に関する補助的又は定型的な業務
県立学校学習支援員	沖縄県立高等学校における生徒の学習支援に関

職	職務内容
事務補助	補助的又は定型的な業務
事務補助（現業職）	補助的又は定型的な業務
（新設）	
離島児童生徒支援センター生活支援員	沖縄県立離島児童生徒支援センターの舎室に入舎した生徒の生活指導、監督、生活相談及び健康管理並びに施設内外の巡視に関する補助的又は定型的な業務
~~~~~	
特別支援学校看護師	沖縄県立特別支援学校 <u> </u> の特定の児童 <u> </u> 等に対する医療的ケア（たんの吸引、経管栄養、導尿その他医療的な生活援助行為をいう。）の実施及びその実施に関する補助的又は定型的な業務
（新設）	

	する補助的又は定型的な業務
県外就職支援員	県外就職者の求人開拓、求人情報の収集、定着指導等に関する補助的又は定型的な業務
(略)	
<hr/>	
(略)	
(削る。)	
<hr/>	
(略)	
(削る。)	
<hr/>	

(新設)	
外国語指導助手	沖縄県立高等学校、沖縄県立特別支援学校及び沖縄県立中学校における語学指導等に関する補助的又は定型的な業務
<hr/>	
幼児教育アドバイザー	幼児教育に係る研修及び助言に関する補助的又は定型的な業務
小中アシスト相談員	児童生徒の不登校及び問題行動の未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決に関する補助的又は定型的な業務
<hr/>	
沖縄県生涯学習コーディネーター	おきなわ県民カレッジ事業の実施に関する補助的又は定型的な業務
家庭教育支援リーダー	家庭教育の改善充実に関する補助的又は定型的な業務
<hr/>	

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第2号）新旧対照表		
改正案		現行
<p>第1条 （略）</p>		<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。）第2条第1項ただし書及び会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条 （略）</p>		<p>（条例第2条第1項ただし書きの規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職）</p> <p>第2条 条例第2条第1項ただし書きの規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職は、次に掲げる職とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常勤講師 (2) 外国語指導助手 (3) スクールカウンセラー (4) スクールカウンセラーに準ずる者 (5) スクールソーシャルワーカー (6) スクールソーシャルワーカーに準ずる者
<p>（規則第2条第3項の任命権者が定めるもの）</p> <p>第3条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。</p>		<p>（規則第2条第3項の任命権者が定めるもの）</p> <p>第3条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。</p>
職	給料表の種類	職務の級
(略)		
職	給料表の種類	職務の級
事務補助	行政職給料表	1級

県立学校就学支援金等業務専門員	行政職給料表	1級
(略)		
<hr/>		
県立学校看護師	医療職給料表(3)	2級
県立学校学習支援員	教育職給料表(2)	2級
県外就職支援員	行政職給料表	2級
(略)		
(削る。)		
<hr/>		
(略)		
(削る。)		
<hr/>		

(新設)		
離島児童生徒支援センター生活支援員	行政職給料表	1級
<hr/>		
特別支援学校看護師	医療職給料表(3)	2級
(新設)		
(新設)		
幼児教育アドバイザー	教育職給料表(3)	2級
小中アシスト相談員	教育職給料表(3)	2級
<hr/>		
沖縄県生涯学習コーディネーター	行政職給料表	2級
家庭教育支援リーダー	行政職給料表	1級
<hr/>		

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（任命の方法）

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

2 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この節において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一、会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤務の職（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2～7 （略）

○ 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）

（基本報酬額）

第2条 条例第2条第1項の人事委員会規則で定める基準は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第11条、第12条、第14条第1項、第14条の2及び第15条の規定による号給に応じた給料月額（以下「報酬基礎額」という。）を計算の基礎として、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額（その額に、5円未満の端数を生じたときは

これを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げるものとする。以下「基本報酬額」という。）とする。この場合において、初任給等規則第14条の2第1項中「別表第4に定める経験年数換算表」とあるのは「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）別表第1に定める経験年数換算表」と、初任給等規則第15条中「第13条又は第14条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(1) 月額で定められている報酬 報酬基礎額を21で除して得た額

(2) 時間額で定められている報酬 報酬基礎額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額

(3) 月額で定められている報酬 報酬基礎額に1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額

2 事務補助（常勤の職員の補助的又は定型的な業務を行う職をいう。）に任用される会計年度任用職員（沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第5条第1項第1号の行政職給料表に掲げる給料月額を計算の基礎とする職員に限る。）の報酬基礎額は、初任給等規則別表第2に定める行政職給料表初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の「初級」の区分に対応する初任給欄の号給に応じた給料月額を超えないものとする。

3 報酬基礎額を算定するための給料表の種類及び職務の級並びに第1項に掲げる報酬の別は、任命権者が定めるものとする。